# O&A

# 成年年齢の引き下げはどのような影響がありますか?

- Q. 成年年齢が18歳に引き下げられましたが、医療現場にはどのような影響があるのでしょうか。また、これまでとは異なる対応を何かする必要はあるのでしょうか。
- A. 医療現場に直接影響を与えるものではありませんが、経済的自立をしていないことの多い 18 歳や 19 歳の患者さんが一人で有効に契約をすることができるようになりましたので、手術費用等の治療費や入院費用の支払いを確保する手当が必要となります。

### 1. 成年年齢の引き下げ

わが国では、明治9年(1876年)以来、成年年齢は20歳とされていましたが、近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙年齢等が18歳とされ、18歳や19歳を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策や成年年齢を18歳とすることが世界的な主流であること等を踏まえ、2018年6月13日に、成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から施行されています。

今回の民法の改正を受けて、成年年齢に関連する各種法令についても見直しが行われ、例えば、国家資格等の各種資格取得に必要な年齢要件についても、20歳から 18歳に引き下げられました。医療現場に関係するものとしては、医師、歯科医師、薬剤師の年齢要件も 18歳に引き下げられています(ただ、実際には、現在の教育システム上、18歳で医師等の免許を取得することはあり得ませんので、医療現場に直接影響を与えることにはなりません)。

他方で、飲酒や喫煙、公営競技(競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)ができる年齢、養子をとることができる年齢、国民年金の被保険者資格の年齢等は、今までと変わらず 20 歳とされています。医療現場に関係するものとしては、小児慢性特定疾病医療費の支給にかかる患児の年齢(児童福祉法 6 条の 2、同 19 条の 2)も、変わらず 20 歳とされています。

このように、民法の改正により、成年年齢が 18 歳に引き下げられましたが、あらゆる場面で 18 歳になったわけではなく、今までと変わらず 20 歳とされているものもありますので、

その点は誤解のないようにして下さい。

#### 2. 成年年齢の意味

民法における成年年齢には、①一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、② 父母の親権に服さなくなる年齢という意味の 2 つの意味があります。医療現場において影響があるのは①の意味になります。すなわち、18 歳や 19 歳の患者さんでも一人で有効に契約をすることができるようになりましたので、例えば、手術等の治療や入院など、医療機関との契約全般について、患者さん本人との間で有効に契約が成立することになります。そのため、治療費や入院費用も、契約の相手方である患者さん本人に直接請求することになります。

もっとも、現実的には、18 歳の患者さんは高校 3 年生であることが多く、19 歳の患者さんでも経済的に自立しておらず、親からの援助に依存して生活している人が殆どだと思われます。そのため、外来での診察とは異なり、費用が多額なものとなる手術費用等の治療費や入院費用については、その支払いを確保する観点から、患者さんの親に保証人や身元引受人になってもらった上で、患者さん本人と親が連帯して治療費や入院費用の支払義務を負うようにしておくことが肝要です。

また、細かいことですが、医療現場において使用している各種書類等に、未成年者を想定し「20 歳未満」との記載がある場合には、民法の改正に合わせて「18 歳未満」とするか「未成年者」と変更しておきましょう。

### 3. 治療行為への同意

なお、侵襲性のある治療を行う場合には、緊急性のある場合を除き、患者さんからの同意を 得る必要がありますが、この治療行為への同意を有効にできる能力(同意能力)と成年年齢 (上記①の意味の一人で有効な契約をすることができる年齢)とは次元が異なります。

治療行為への同意能力は、治療行為の内容や患者さんごとの能力の違いにもよりますが、遺言能力が 15 歳以上にあると定められていること(民法第 961 条)、15 歳以上の方の臓器提供の意思表示が有効なものとして取り扱われていること、諸外国では 14 歳~16 歳以上の患者さんに治療行為への同意能力を認めている例があること等を踏まえ、概ね 15 歳程度の年齢であれば認められるとされています。15 歳程度の年齢であれば、治療行為の内容や治療を受けることの意味を理解でき、有効に同意できるとされていますので、成年年齢が 18 歳に引き下げられたことで、この同意能力が影響を受けることにはなりません。ですので、未成年者に

対する治療行為の説明や同意の取得については、今までどおりの対応 (十分な情報提供と対話の機会を与え、患者さんの年齢・個人差・発育段階に応じた分かりやすい表現を用いて説明することで、治療行為に対する理解と納得を得る等)をしていただければと思います。

なお、これまでも、未成年者の患者さんのみならず親権者にも治療行為への同意を求める運用をしていた医療機関は多いと思いますが、今回の民法の改正後も、親権者に治療行為への同意を求めることは差し支えありません。

### 【参考文献】

- 1) 「民法(成年年齢関係)改正 Q&A」(法務省)
- 2) 『「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針 (ガイドライン)』(厚生労働省)

# 【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ インフォームドアセント, インフォームドコンセントのコツ\*\*
- ・ #クリニック経営と法務 「単独で受診した未成年者の診察の注意点」\*\*\*
- ・ [第3部] 小児 成人移行医療の現状と課題 ~小児神経専門医の立場から\*\*

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。